

江戸時代の地誌等における地元伝承としての「東御門」・「西御門」

玉林美男（文化財課 遺跡発掘調査研究員）

はじめに

鎌倉時代の大倉御所跡（鎌倉幕府跡）の位置については江戸時代の地誌等の記載が参考にされているが、そこでは大倉御所の場所を特定しているのは「東御門」・「西御門」という地名であり、それを大倉御所の東西の門と理解している。その根拠は『吾妻鏡』の記事である。筆者はこの事に疑問を持ち、『吾妻鏡』における「東御門」・「西御門」については必ずしも特定の場所の門を指すのではなく、将軍やその御台所など貴人の御所の東西の門を指すことを明らかにし、方違いなどを含め貴人の所在によって変化するものであることを明らかにした。さらに、固定された御所としては大倉御所より宇津宮辻子（若宮大路）御所の方が所在期間が倍以上長いこと、将軍御所の門の位置が地名として残存するならば、宇津宮辻子（若宮大路）御所の方がふさわしいとも述べた。一方、東御門・西御門の地名の記事が北条義時法華堂建立以降であることから、「東御門」・「西御門」は右大将家（源頼朝）法華堂・北条義時法華堂の遺名と推定した（玉林美男 2022年）。しかし、前説では地元での伝承についての考察が欠けていたため、改めて「東御門」・「西御門」が地元ではどのように伝承されてきたのかを確認し、「西御門」・「東御門」とは何処の門であるか再度考察したい。

1. 江戸時代の官製地誌における西御門・東御門の記述

まず、官製地誌の見解を見直しておきたい。延宝二（1674）年の徳川光圀による鎌倉見分記である『鎌倉日記』には「西御門 頼朝屋敷ヨリ直ニ北へ行ク、民村少シバカリアル所ヲ云。土俗ノ云、是ハ頼朝ノ時、西ノ御門ト云儀ナリ。東御門モ其心ナリ。」とあり、以後、『新編鎌倉志』（貞享二（1685）年刊行）には「○西御門（中略）法華堂の西の広き谷也。頼朝卿の時、西門有りし跡なり。東御門と云所もあり。南北門も『東鑑』に見たり。今其跡不知（以下略）」とあり、『吾妻鏡』の記事を引いた記述になる。『鎌倉攬勝考』（文政十二（1829）年完成）には「西御門」の項はなく、「東御門」が取り上げられ、「法華堂より東にあり。右大将家の御所の東門のありし地なり。仍て地名とし、東みかと、稱し民家あり。」と大倉御所（大倉幕府）の門の遺名としている。『新編相模國風土記稿』（天保十二（1841）年脱稿）「○二階堂村」には「○小名」として「△東御門 荏柄天神社の傍らを云ふ、頼朝館の東門ありし所なりと云」「○西御門村仁志美加土牟良 谷合四ヶ村の一なり、是は頼朝舊館雪下村の屬、西門の所在に基て村名に唱うとなり、」と頼朝御所の門であるとの地名解説を行う事となる。『鎌倉日記』の記載時において「光圀一行の案内を勤めた者は、所のおとなとか僧であった」と推測されている（鈴木棠三 1976年）。『吾妻鏡』等の知識を前もって集め・整理できる人間であったろう。しかし、彼らは東御門・西御門を「大倉御所」の門とはしていない。『鎌倉日記』では「西御門 頼朝屋敷ヨリ直ニ北へ行ク、民村少シバカリアル所ヲ云。」「新編鎌倉志」では「○西御門（中略）法華堂の西の広き谷也。」であった。これを『鎌倉攬勝考』では「右大将家の御所」の門としており、『新編相模國風土記稿』もこの解釈を引き継いでいるが、東御門・西御門「両門」の間は源頼朝・北条義時法華堂である。『鎌倉日記』では「土俗ノ云、是ハ頼朝ノ時、西ノ御門ト云儀ナリ。東御門モ其心ナリ。」としていて、何処の門かは言っていないのである。

「西御門」に係る文献史料については三浦勝男氏の論考がある（三浦勝男 1990年）が、『鎌倉攬勝

考』・『新編相模國風土記稿』の解釈を引き継いでいる。

2. 西御門・東御門の伝承と寺院としての「西御門」

それではそれ以前はどうであろうか。既に前考（玉林美男 2022年）で触れているが、改めて述べてみる。寛永十九（1642）年から二十一年頃に鎌倉を訪れたとされる『玉舟和尚鎌倉記』には「一西御門 鶴ガ岡ノ東ニアリ。頼朝ノ御台処ノ旧跡也。」「一法華堂 西御門ノ東、山ノ崎ニアリ。頼朝持仏堂ノ跡也。礎モ無之。」「一東御門 法華堂ノ東ニアリ。是又頼朝御台処ノ旧跡也。両御門トモニ谷ノ内也。」「一頼朝屋敷 八幡ト荏滓ノ天神トノ間、両門ノ前、皆頼朝ノ屋敷也。地下ノ百姓等アヤマツテ他ノ処ヲ教ユ。今ハ畠ノミアツテ礎モノコラス。」とある（鈴木棠三 1976年）。ここでは東御門・西御門共に頼朝屋敷とは関係付けられておらず、共に「頼朝御台処ノ旧跡」とされている。この記事から、地元では頼朝屋敷（大倉幕府跡）の伝承地が、法華堂跡南側の現在の推定地とは違う場所にあった事は既に述べた（玉林美男 2022年・2023年）。『玉舟和尚鎌倉記』には東御門・西御門「両御門トモニ谷ノ内也。」「頼朝ノ御台処ノ旧跡也。」とあり、頼朝屋敷（大倉幕府跡）の伝承地とは関係付けられていない。東御門・西御門の地名は谷戸の中を言うのであり、彼の言う「頼朝屋敷」は「両門の前」なのである。これは彼の見解であり、「地下ノ百姓等アヤマツテ他ノ処ヲ教ユ」とあって地元の伝承とは異なっていた。地元の伝承を示すのが『新編相模國風土記稿』所載の荏柄天神社別當一乗院旧蔵の「頼朝屋敷圖」である（玉林美男 2022年）。彼の推定する位置に頼朝屋敷（大倉幕府跡）があり、その東西の門であるというのであれば、東御門は荏柄天神社の南側、西御門は鶴岡八幡宮東門と筋違橋の中間北側に地名が存在しなければならぬ。彼が何故、東御門・西御門の谷の前を「頼朝屋敷」としたのか、その理由は不明である。あるいは『吾妻鏡』嘉禄元（1225）年十月十九日条の「法華堂下地」・「法華堂前御地」、同廿日条の「法華堂下地為初一、若宮大路為第二」にあるのだろうか。この記事は大倉御所の地が不吉である理由として「右大将家法華堂」の存在を殊更に述べた部分であり、大倉御所の地が法華堂の真下、真南である必要はないのである。

東御門・西御門の元々の伝承は「頼朝御台処ノ旧跡」であり、頼朝屋敷（大倉幕府跡）とは関係なかったのである。この「字」を以て大倉御所の位置を推測することは誤りである。

「西御門」は、江戸時代初期までは寺院名であった。万治元（1658）年、浅井了意の著した『東海道名所記』には「八幡のうしろには、亀山院より廿五箇の院号を下され、廿五箇院いまだあり。西みかど、報恩寺、光福寺、太平寺、楽音寺、石山が谷、獅子舞が谷、これらの谷々寺々は、そのかずかぎりは、なきぞとかし」とある。ここにある「西みかど」は寺院名の連続の中、鶴岡八幡宮の「廿五箇院」（廿五坊）に次いであり、字「西御門」にあった寺院である。「東御門」は「西御門」に付随する寺院と考えられるが、少なくともこの時期まで「西みかど」は堂宇が存在していたのであり、玉舟和尚はこれを見ていたのである。この「西みかど」を寺院集合体とする意見（鈴木千歳 1974年）もあるが、天正十八（1590）年、鎌倉二階堂郷中宛に出された豊臣秀吉禁制には「覚園寺 柄天神 随泉寺 西御門 宝成寺 浄光明寺 以上六ヶ寺」（鎌倉市史編纂委員会 1972年）【註1】とある。禁制の性格上、鈴木氏が述べるような、宗派・本末関係が異なる僧寺・尼寺を取りまとめ一つの寺院集合体とするわけにはいくまい。

一方、ここには法華堂が存在しない。確かに『玉舟和尚鎌倉記』には「一西御門 鶴ガ岡ノ東ニアリ。頼朝ノ御台処ノ旧跡也。」「一法華堂 西御門ノ東、山ノ崎ニアリ。頼朝持仏堂ノ跡也。礎モ無之。」とあり、法華堂は跡になっている。「礎モ無之」とあり、堂宇が存在した形跡はないが、しかし天文十（1541）

年九月、鶴岡相承院の快元が鶴岡八幡宮供僧職と法華堂職を融元に譲っており、この頃には法華堂が衰微して別当・禅衆の区別なく、相承院によって維持されていたのではないかと考えられている。徳川家康は相承院に法華堂料・同別当料として、合計永三十二貫文を与えており、寛文三（1663）年には法華堂職を継承した鶴岡八幡宮相承院の元喬が法華堂を復興していることから（貫達人 1976年、貫達人・川副武胤 1980年）、その由緒を伝える寺院が存在した事は明らかである【註2】。この法華堂の由緒を示す寺院が「西御門」と呼称されたのであろう。そうした施設等が存在しなければ、天正十八年の豊臣秀吉禁制に「西御門」と称される寺院が記載されることもなかったはずである。

江戸時代には右大将家法華堂の由緒を伝える寺院として「西御門」があったが、それに包括されて「東御門」の由緒が語られていた。結局、江戸時代には東御門・西御門共北条政子の由緒に係る寺院であり西御門は法華堂別當坊に関わる由緒を伝えていたが、大倉御所(鎌倉幕府)跡の場所を推定するため、その由緒を無視して、東御門・西御門の「小字」を大倉御所の東西の門の遺名として利用したと結論付けられるのである。

3. 西御門・東御門の由緒と遺構（図1）

ここで再度『玉舟和尚鎌倉記』の記事に戻ってみる。東御門・西御門両方共「頼朝ノ御台処ノ旧跡也。」「両御門トモニ谷ノ内也。」とある。これについて若干述べてみたい。この東西御門に挿まれた丘陵中腹にあるのが「源頼朝法華堂」と「北条義時法華堂」の跡である。鎌倉幕府の寺院としての「法華堂」は源頼朝法華堂と北条義時法華堂の記事が『吾妻鏡』に見られ、源頼朝法華堂は正治元（1200）年正月十三日条、北条義時法華堂は貞応三（1224）年八月八日条が初出である。では、この二人をこの地で供養することを決め、その供養の場を法華堂としたのは誰であろうか。北条政子以外、考えられないであろう。前者は源氏将軍家後家として、後者はそれに加えて北条氏長老としてである。以上のように「両法華堂」とも北条政子の御願、旧跡として妥当である。そうすると、「東御門」・「西御門」に代表されるものが「両法華堂」の関連施設であり、正に東西に並ぶ御堂と御門となろう（玉林美男 2022年・2023年）。

それでは「両御門トモニ谷ノ内也。」とあるのはどのような意味であろうか。『吾妻鏡』嘉禎元（1235）年九月一日条には法華堂の付近には法華堂湯屋があり、湯屋と法華堂の中間に民家数十軒があった事がみえる。幕府の寺である法華堂は湯屋等の付属施設を持つ、相当規模の寺院であったと想定される【註3】。法華堂には別當・供僧・禅衆が補任されていたことも見え（貫達人・川副武胤 1980年）、当然のこととして別當坊・供僧房・禅衆房が存在した事になる。特に禅衆は法華堂に於いて固有に配された法華三昧を行う僧侶で、他の例では6人が配されている。三七（二十一）日間続く座位と歩行による冥想の行「法華三昧」を行ない、行とそれを行う僧の功力により死者の滅罪と冥福を祈念するという、法華堂の中心となる僧侶である（矢野立子 2017年）。源頼朝の供養所が法華堂となった時点から、禅衆等の僧侶の存在が必要となる。

『吾妻鏡』建仁三（1203）年十一月十五日条には安達右衛門尉景盛、結城七郎朝光、中条右衛門尉家長が右大将家法華堂奉行人となっている【註4】から、この頃には別當坊他の僧房等が付近に造営され、寺院の施設や体制が整っていたと考えられる。それでは源頼朝法華堂の別當坊・供僧房・禅衆房は何処に造られたのであろうか。鎌倉の他の寺院の例を見ると、鶴岡八幡宮の二十五坊の様に中心伽藍の脇の谷戸に存在したと考えられる。源頼朝法華堂に最も近い谷戸は西御門である。ここ以外には考えられないであろう。

西御門の入口から小名「大門」付近まででは過去6ヶ所の発掘調査が行われ、僧房跡と考えられる掘

立柱建物跡などやぐらが確認されているが、西御門1丁目910番5地点では最下層の13世紀前半の遺構面から大量の瓦が出土している(株式会社 博通 2020年)。この位置は谷戸の入口部で、谷戸の中央を南北に走る現道の西側に接した場所である。遺構は明確ではないが、門の位置としては申し分のない場所である。

これに対し『吾妻鏡』には元仁元(1224)年六月十三日に亡くなった北条義時は十八日、源頼朝法華堂の東山上に葬られ、八月八日には義時墳墓堂の供養が行われた。これを「新法華堂」と号したとある。この新法華堂と思しき遺構は源頼朝法華堂東側に隣接した谷戸の中腹に確認されている(鎌倉市教育委員会 2005年・2007年)。それではこの北条義時法華堂(新法華堂)の供僧と禅衆の坊は何処に造営されたのであろうか。最も近接した谷戸は東御門である。東御門では過去3か所の発掘が行われ、やぐらや切石積石垣で区画された平坦地や木組側溝、礎石や瓦など、13世紀から15世紀中頃までの遺構や遺物が発見され、出土品の中には三鱗文銅製小鉢が存在する。北条氏に係る寺院跡(安藤龍馬 2024年)と考えられ、新法華堂供僧・禅衆の房と考えてよいであろう【註5】。

既に述べたように法華堂には6人の禅衆が配されているから、「新法華堂」にも同様に禅衆が配され、また供僧も配されたと考えられる。相応の規模となろう。既に考察してきたように、西御門には源頼朝法華堂に関する供僧・禅衆坊と別当坊、東御門には北条義時法華堂(新法華堂)に関する供僧・禅衆坊の存在が想定される。『玉舟和尚鎌倉記』の「一西御門 鶴ガ岡ノ東ニアリ。頼朝ノ御台処ノ旧跡也。」「一東御門 法華堂ノ東ニアリ。是又頼朝御台処ノ旧跡也。両御門トモニ谷ノ内也。」とはこの事を伝えていると考えられる。

4. 法華堂と大倉御所の位置関係

西御門と東御門が「頼朝ノ御台処ノ旧跡」であり、「両御門トモニ谷ノ内也」という記事からは、鶴岡八幡宮二十五坊入り口にも惣門があった(鶴岡八幡宮別当坊「八正寺」は二十五坊の奥にあった)様に、源頼朝法華堂・北条義時法華堂の東西両谷に僧房が在り、其々の谷の入り口にも供僧房の惣門があったと推定されよう。東御門・西御門の谷にも僧房の惣門、大門があったのであろう。

鎌倉幕府滅亡後、東西法華堂の門が並び立つような状況が無くなっても【註6】、其々の僧房は存在したであろうから、地名が残ったのであろう。地誌は「東御門」・「西御門」の字を谷戸の名称として伝えているのである。江戸時代の西御門村字東御門と二階堂村の境は荏柄天神社の背後の荏柄山である。この為であろう、『頼朝屋鋪図』の北東隅が矩形に窪み、そこに「東御門 鬼門 荏柄天神社ニアタル」と記されている。江戸時代には荏柄天神社の北西が「東御門」と呼ばれていたのである(玉林美男 2020年)。『玉舟和尚鎌倉記』にあるように、「東御門」・「西御門」は谷戸の名称であり、大蔵耕地の東西の字ではない。これを「大倉幕府」の東西門跡の遺称とする見解は、地誌の伝承上間違いであり、江戸幕府官僚学者達の思い込みである。

それでは右大将家法華堂と大倉御所はどのような位置関係にあったのであろうか。従来は『吾妻鏡』嘉禄元年十月二十日条に「法華堂前御地。不レ可レ然之處也。西方有レ岳。其上安二右幕下御席一」の記事を「右幕下御席」を法華堂と理解し、「西方」を「北方」の誤りとして「大倉御所」の位置を理解してきた(貫達人・川副武胤 1980年)。しかし『頼朝屋鋪図』に示される地元伝承であれば、『吾妻鏡』の記事を矛盾なく読める。また『明月記』建保元年五月九日条には和田合戦により將軍源実朝は大倉御所から法華堂に避難したが、「赴故將軍墓所堂(去七八町 或云二階堂)」とある。大倉御所は惣門が破られ南庭に侵入されて火をかけられているから、実朝等は北門から逃れたはずで、『吾妻鑑』建保元年五

月二日条には北条義時・大江広元等と右大将法華堂に逃れたと記されている。源頼朝法華堂は大倉御所から「去七八町」とある事から、従来の大倉御所を法華堂下の真南と考える考えかたでは矛盾する。源頼朝法華堂は大倉御所の北側僅かに 50m程で、宇大門までとしても 450m程である。地域伝承が伝える荏柄天神社南の位置からなら、東御門の谷から尾根伝いに宇大門まで 750m 余りで、ほぼ『明月記』の示す距離と一致する。ただし実朝が避難したのは北条政子と妻坊門信清女が鶴岡八幡愚別当坊に避難した様に法華堂別当坊であろう。『吾妻鑑』建保元年五月三日条には法華堂御所・旅御所と見えるから、相応の建物であったことが分かる。現在の頼朝墓がある場所にあった小さな堂とは考えられないであろう。また『吾妻鏡』宝治元年六月八日条にみえる法華堂での三浦一族二百七十六人の自害も、裳階を持つような大堂であれば納得できる。『吾妻鏡』によればこの際、頼朝の御影が血でけがされたというが、これは法華三昧堂ではなく、別当坊に在った頼朝の御影堂での出来事であったのではないだろうか。それが西御門大門寺と称される寺院であったのであったかもしれない。

それでは現在の国指定史跡法華堂跡の源頼朝墓、寛文三年に法華堂が再建された場所は何なのであるか。貫達人氏は建久六（1195）年十月二十一日に造営された持仏堂が頼朝の死後、法華堂とされたのではないかと考えている（貫達人・川副武胤 1980年12月）が、この考えはすでに『玉舟和尚鎌倉記』に「頼朝持仏堂の跡なり」と述べられており、これを踏襲したものと考えられる。藤原道長が創建した宇治浄妙寺の法華三昧堂は発掘調査が行われ、一辺 15.7mの五間四面堂であった（荒川 史 2013）。これは宇治木幡の藤原氏総墓の供養堂であろうが、五間堂と規模が非常に大きい。発掘調査で確認された北条義時墓の堂跡は三間四面堂（鎌倉市教育委員会 2005年・2007年）で、この堂は日光輪王寺の法華堂と同形式であるが一辺 8.48mと浄妙寺の半分ほどの規模である。源頼朝墓の平場の広さからも同程度の堂しか復元されないであろう。このため、以前からあった持仏堂を墓前の供養堂としたと考えてよいのであろう。頼朝の法華堂が持仏堂を改めたものでさほど大きなものではなかったため、義時法華堂は頼朝法華堂より大きくするわけにはいかず、母屋が 28 尺（8.48m）の三間四面堂というという小規模のものとなったのであろう。しかし、法華堂と対になる常行堂は何処にあったのであろうか。常行堂は本尊を阿弥陀如来とする阿弥陀堂である。これが大倉阿弥陀堂と呼ばれた大門寺阿弥陀堂（貫達人・川副武胤 1980年）で、『吾妻鏡』建久六年十月二十一日条にある頼朝の持仏堂と関連するのであろう。

『吾妻鏡』によれば、元久元（1204）年九月十三日、頼朝の祥月命日の仏事が終わった日暮れに盗賊が別当大学坊行恵の坊（別当坊）に入り、頼朝の遺物・宝物などを盗み去った。犯人が見つかり、十一月十八日、剣等の重宝は悉く別当行恵房に返還されたという。頼朝の遺品が別当坊に納められていたのであろう。此処に頼朝の御影堂があったのではないかと考えられる。この建物は「或云二階堂」とある建物に相当すると思われるから、二階建てにみえる裳階付の大堂であったと考えられる。『吾妻鏡』寛喜三（1231）年十月二十五日条には北条時房公文所の火災により東は勝長寿院の橋から西は永福寺惣門の内まで延焼し、頼朝と義時法華堂及び頼朝法華堂まで延焼したとする記事【註 7】は、『明月記』を参考にすれば『吾妻鏡』編集者が源頼朝法華堂（二階堂）を永福寺（二階堂）と勘違いしたことによる間違いであると考えられる。そう考えれば東西関係は矛盾しない。二階堂は二棟あったのである。また法華堂には惣門とさらに内門まであったのである。この惣門が西御門であったろう。

まとめ

「東御門」・「西御門」は本来寺院名称（異称・俗称）であり、谷戸内に存在した將軍家御台所（北条政子）の旧跡であった。谷戸内で確認された遺構が僧房や墳墓堂としてのやぐらである事はその地域伝

承と考え合わせれば、源頼朝・北条義時法華堂の別当・供僧・禅衆等の坊の所在地と考えるのが自然である。大倉御所の東西の門の遺名ではない。

現在の西御門光則寺天王社付近を「大門」と称するという。貫達人氏はこれを大蔵「大門寺」の跡かもしれないとしている。确实なところでは『鶴岡八幡宮寺社務職次第』の正和頃に鶴岡別當房海が「右大将法華堂別當」であり、同じく『鶴岡八幡宮寺社務職次第』に文和～応永十七年まで「大門寺別當」は鶴岡別當弘賢であった。法華堂別當・大門寺別當は鶴岡八幡宮別當が兼務しているが、筆者の検討に従えば、西御門に「右大将法華堂別當」と「大門寺別當」二つの別當坊が隣接して存在したとは考えづらい。筆者は鶴岡八幡宮別當坊が八正寺であったように法華堂別當坊が大門寺であったのではないかと考えている【註8】。これが「西御門」と呼ばれた寺院であろう。

高橋慎一郎氏は『吾妻鏡』貞永元(1232)年十二月二十七日条の後藤基綱により故右府将軍(源実朝)追善の為に建立された寺院を「大門寺」とする(高橋慎一郎 2010年)が、大門寺には別當の存在が確認されている。別當は三位以上の所謂公卿の家政機関の長であるから、諸大夫身分の後藤氏の建立した寺院の長であれば長老となろう。むしろ大門寺別當の存在はその寺の創建者が公卿身分であり、鎌倉の場合、将軍家・二位家がそれに相当する。大門寺別當の存在は大門寺が鎌倉幕府の官寺であったことを示す史料であると考えられる。後藤基綱により故右府将軍(源実朝)追善の為に建立された寺院は鈴木千歳氏が述べる「光福寺」である可能性もあろう(鈴木千歳 1974年)。「光福寺」は西御門「来迎寺」の奥を西に入った谷あったとされる。如意輪観音を本尊としていたらしいこと、実朝夫人の持仏堂本尊が如意輪観音であることから推測しているが、実朝供養という事であればこちらの伝承に結び付けることも可能であろう。「大門」は「西」の「御門」の異名であるかもしれない。御門は門の尊称であり、尊称に値する施設の門が「御門」と称されたのである。すでに述べたように、大倉御所の門だけを示すのではない。何故「御門」の名が残ったのかを考えるべきであろう。

| No. | 遺跡名 | 調査地点 | 掲載報告書 |
|-----|----------|--------------------------|--|
| 1 | 大蔵幕府北遺跡 | 鎌倉市西御門二丁目796番1外2筆 | 大蔵幕府北遺跡発掘調査報告書 鎌倉市西御門2丁目796番1外2筆 大蔵幕府北遺跡発掘調査段・(有)博通 2002年 |
| 2 | 大蔵幕府北遺跡 | 鎌倉市西御門二丁目796番1外2筆 | 大蔵幕府北遺跡(西御門二丁目815番1の一部地点 第32回 鎌倉市遺跡調査・研究発表会発表要旨 2024年 特定非営利活動法人 鎌倉考古学研究所 |
| 3 | 大蔵幕府北遺跡 | | 大蔵幕府北遺跡発掘調査報告書 鎌倉市西御門2丁目796番1外2筆 大蔵幕府北遺跡発掘調査段・(有)博通 2002年 |
| 4 | 西御門遺跡 | 鎌倉市西御門一丁目11番14 | 鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書32 (第1分冊) 鎌倉市教育委員会 2016年 |
| 5 | 西御門遺跡 | 鎌倉市西御門一丁目681番1外2筆 | 鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書32 (第1分冊) 鎌倉市教育委員会 2016年 |
| 6 | 西御門遺跡 | 鎌倉市西御門一丁目910番5 | 西御門遺跡(No.325)発掘調査報告書 鎌倉市西御門一丁目910番5地点 株式会社 博通 2020年 |
| 7 | 西御門遺跡 | 鎌倉市西御門一丁目78番の一部 | 西御門遺跡(No.325)発掘調査報告書 鎌倉市西御門一丁目78番の一部 地点 株式会社 博通 2020年 |
| 8 | 西御門遺跡 | 鎌倉市西御門一丁目28番1 | 西御門遺跡(No.325)発掘調査報告書 鎌倉市西御門一丁目28番1地点 株式会社 博通 2023年 |
| 9 | 西御門東やぐら群 | 鎌倉市西御門一丁目31番 | 神奈川考古学財団調査報告187 西御門東やぐら群Ⅱ 財団法人 かながわ考古学財団 2005年 |
| 10 | 西御門東やぐら群 | 鎌倉市西御門一丁目22番1、23番、25番1、2 | 神奈川考古学財団調査報告181 西御門東やぐら群 財団法人 かながわ考古学財団 2005年 |

表1 西御門地区の発掘調査地点(字大門以南・別寺院を除く)

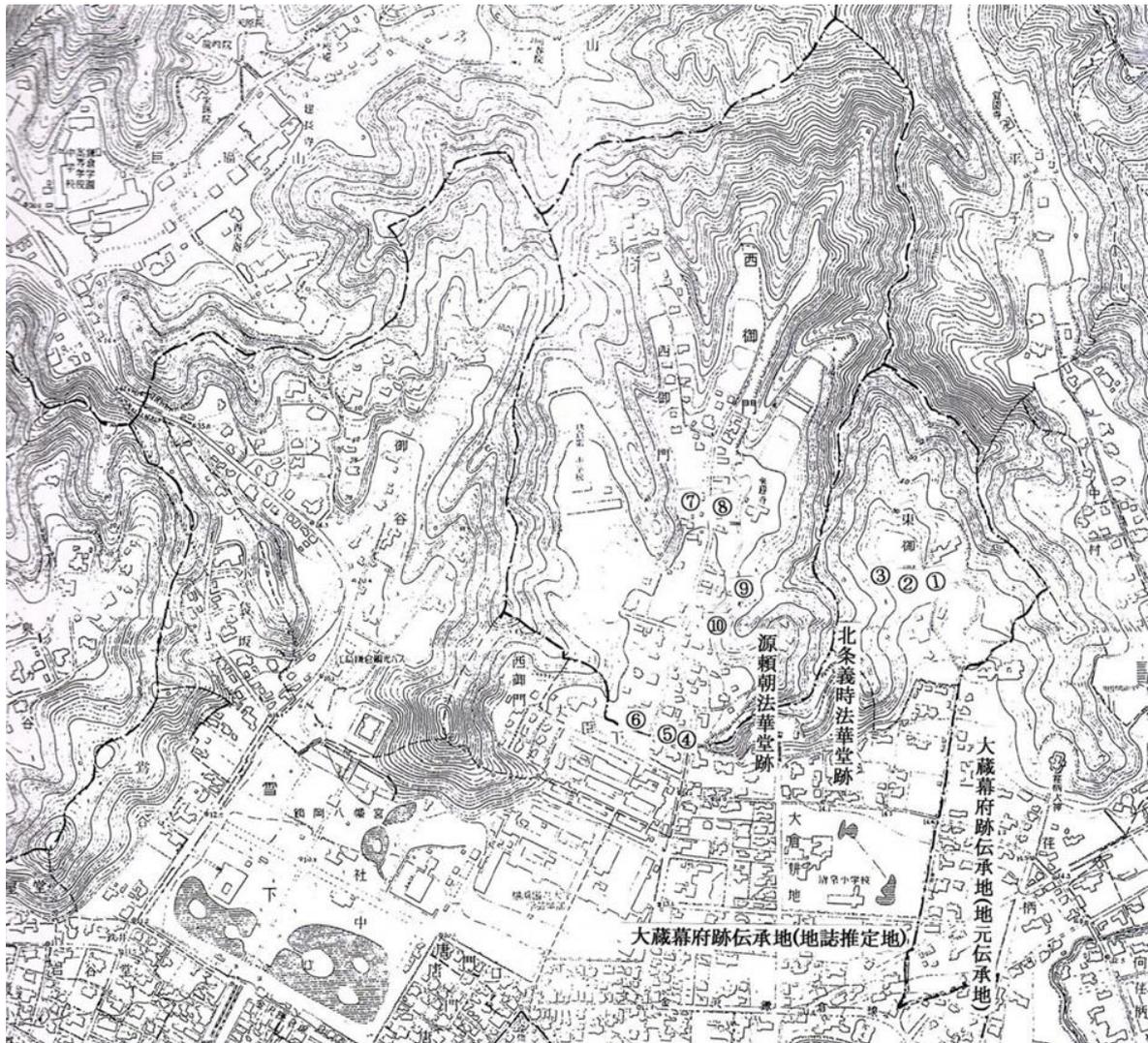


図1 西御門地区の発掘調査地点（字大門以南・別寺院を除く）

注

- (1) 「浄光明寺文書 五八三 豊臣秀吉禁制」には「鎌倉二階堂郷中 覺園寺 柄柄天神 随泉寺 西御門 寶成寺 浄光明寺 以上六ヶ寺 禁制 一 軍勢・甲乙人等濫妨狼藉事、一 放火事、一 對寺家門前之輩、非分之儀申懸之事、右、條ノ堅令停止訖、若於違反之輩者、忽可被處嚴科者也 天正十八年四月 日 (秀吉の朱印)」とある。
- (2) 法華堂が再建されると西御門の寺院名が無くなるのは注意すべきである。『玉舟和尚鎌倉記』に「西御門」・「東御門」共に「頼朝ノ御台処ノ旧跡也」とあるのは、寺院（建物）が存在したことを示すのであろう。
- (3) 湯屋は僧の潔斎沐浴の為の建物で、泉涌寺等では湯屋は山門外にあり、僧はここで身を清くしてからでないと山内に入つての行事には参加できないという。『吾妻鏡』の当該記事は法華堂との間に民屋にあることから山門外と考えられ、山下に伽藍や関連施設が存在したことが推測される。この場所も寺院所有地内と考えられ、法華堂と湯屋の間の民屋は法華堂の下職の住宅であろう。
- (4) 永福寺の例を見てみると伽藍が整ってから奉行人が任命されているが、この年九月に源頼家が廃され源実朝が鎌倉殿となっているから、代替わりによる奉行補任とするのが良いであろう。この時奉行人が配されているのは鶴岡八幡宮・勝長寿院・永福寺・阿弥陀堂・薬師堂・右大将家法華堂である。これがこの時期の幕府の寺である。「阿弥陀堂」・「薬師堂」は永福寺の両脇堂であろう。

- (5) 『吾妻鏡』建仁三年十一月十五日条に「右大将家法華堂」とあり、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』に鶴岡別當房海が「右大将法華堂別當」であったことが記されているから、「新法華堂別當」が任ぜられていても良さそうなものであるが、むしろ源頼朝と一体化した供養が行われ、次第に義時に比重が移ったと考えた方が良さそうである。そうであれば新たな別當の補任は必要無い。また、南北朝以降、足利氏により頼朝の供養の方に比重が置かれたのであれば、「北条義時法華堂」が史料に現れないのも頷けるのだが、良く分からない。
- (6) 延慶三（1310）年十一月六日、火災で大御堂、法華堂、荏柄社などが焼けている（『見聞私記』・『北条九代記』延慶三年十一月六日条）が、以後「法華堂」は記録に現れない。墳墓堂としての法華堂は再建されなかったようである。
- (7) 『吾妻鏡』寛喜三年十月廿五日条 「及レ晩大風吹。戊四尅。相州公文所焼亡。南風頻扇。東及=勝長寿院橋邊=。西迄=于永福寺惣門内門=。烟炎如レ飛。右大将家并右京兆法華堂同本尊等爲=灰燼=。」
- (8) 法華堂が再建されないのであれば(右大将家)法華堂別當の名称は落ち着かない。室町時代になって「大門寺別當」が出現するのはそのような理由かもしれない。

参考文献

- 安藤龍馬 2024年 「大倉幕府北遺跡(鎌倉市№193 遺跡)の発掘調査 —鎌倉市西御門二丁目815番1の一部—」 『第32回 鎌倉市遺跡調査・研究発表会 発表要旨』 特定非営利活動法人 鎌倉考古学研究所
- 大蔵幕府北遺跡発掘調査団・有限会社 博通 2002年 『大蔵幕府北遺跡発掘調査報告書 鎌倉市西御門2丁目796番1外2筆』
- 株式会社 博通 2020年 『西御門遺跡(№325)発掘調査報告書 鎌倉市西御門一丁目910番5地点』
- 鎌倉市教育委員会 2005年 『北条義時法華堂跡確認調査報告書』 鎌倉市教育委員会
- 鎌倉市教育委員会 2007年 『史跡法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)保存管理計画書』 鎌倉市教育委員会
- 鎌倉市史編纂委員会 1972年 「浄光明寺文書 五八三 豊臣秀吉禁制」『鎌倉市史 史料編第一』第三版 吉川弘文館
- 鈴木千歳 1974年 「近世における如意輪堂と法華堂」 『鎌倉』第23号 鎌倉文化研究会
- 鈴木棠三 1976年 『鎌倉古絵図・紀行—鎌倉紀行編』 東京美術
- 高橋慎一郎 2010年 「鎌倉における御所の記憶と大門寺」『中世都市の力 京・鎌倉と寺社』 高志書院
- 玉林美男 2021年 「嘉禄元年における藤原三寅の御所移転とその位置について」 『鎌倉市教育委員会文化財部 調査研究紀要 第3号』 鎌倉市教育委員会
- 玉林美男 2022年 「大倉幕府跡の中・近世の記事について」 『鎌倉市教育委員会 文化財調査研究紀要 第4号』 鎌倉市教育委員会
- 玉林美男 2023年 「第二章 遺跡の位置と歴史的環境 第1節 歴史的環境」 『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 39 令和4年度発掘調査報告(第2分冊) 横小路周辺遺跡』 鎌倉市教育委員会
- 浪川幹夫 2017年 「【コラム2】発掘調査と目論見絵図・伽藍指図」 『中世鎌倉寺社絵図の世界』 鎌倉国宝館
- 貫達人 1976年 「法華堂」 『鎌倉事典』 白井永二編 東京堂出版
- 貫達人・川副武胤 1980年 『鎌倉廃寺事典』 有隣堂
- 矢野立子 2017年 「法華堂における禅衆について」 日本女子大学紀要 文学部 第66号 日本女子大学
- 三浦勝男 1990年 「鎌倉の地名考(一九) —西御門—」 『鎌倉』第65号 鎌倉文化研究会